入札に関する留意事項（電子入札対象案件）

この留意事項は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条、笠置町財務規則（平成 21 年規則第 4 号）、笠置町工事等競争入札心得（以下「心得」という。）、笠置町建設工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）、その他の法令に基づいて、笠置町が行う下記調達案件の指名競争入札（以下「入札」という。）について適用する。

１．調達案件名称

町道笠置山線広域連携工事（笠建７社資広域繰第１号）

２．設計図書の入手及び質問回答等

原則として、入札通知書に示す配布期間内に京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

やむを得ず配布を希望する場合は、入札通知書に示す配布期間（午前９時から午後４時まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。））に発注担当課へ問い合わせのうえ、入手すること。

設計図書に関する質疑については、指定様式により、質疑書提出締切日までにメールにて、契約担当課へ提出すること。

質疑に対する回答がある場合は、入札情報公開システムに掲載するものとする。

３．入札に付する事項

入札通知書等に示すとおり

４．部分払及び公共前払金

部分払：無　　公共前払金：無

５．入札方法等

運用基準及び心得のとおり

６．入札保証金

免除

７．落札者の決定

運用基準及び心得のとおり

８．入札の中止・無効及び失格

運用基準及び心得のとおり

９．契約書

落札者は、落札決定通知書を受けた日から５日以内に契約書を作成し提出するものとする。

10．違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札者の納付した入札保証金は、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により笠置町に帰属する。入札保証金が免除されているときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

笠置町暴力団排除条例（平成 23 年笠置町条例第 7 号）第 10 条第 5 項の規定による「誓約書」を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合も同様とする。

11. 契約保証金

落札者は、予定価格が 500 万円以上の工事については、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12. 議会の議決を要する契約

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 54 年笠置町条例第 9 号）の規定により、予定価格 5,000 万円以上の工事に関する契約については、笠置町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立するものとする。

議会の議決に付するべき契約において、「11. 契約保証金」の規定については、「契約締結と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。

仮契約の当事者が、入札日の翌日から笠置町議会の議決を得る日までに指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除する場合がある。なお、仮契約を解除した場合においては、本町は一切の責を負わないものとする。

13. 入札手続等（工事費内訳書）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条の規定により、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならないとされています。入札時には内訳書の提出が必要となります。提出された内訳書は、入札書と同様に発注機関で有効と判断されなければ「無効」として取り扱う場合がありますので、注意して下さい。

①提出対象

すべての公共工事の入札において、全入札参加者が提出する。

②内訳書の様式

提出を求める内訳書の様式は、任意様式とするが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。内訳書の提出は、次の内容の記載が漏れていないかを確認してから提出して下さい。

・表　紙…標題に工事費内訳書と記載し、工事名及び工事番号と商号又は名称（押印不要）を記載する。※表紙は、内訳書とは別に作成すること。

・内訳書…工種（種別）等、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、工事価格、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建退協掛金等指示された項目及びそれぞれの金額

③内訳書を無効として取り扱うもの

・内訳に必要な工種（種別）等・金額に未記載又は誤りがある場合

一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかに対象工事と認められるものは有効とします。

・内訳書の縦計算及び合計金額に誤りがある場合
・入札書記載金額と内訳書合計金額が相違している場合
・値引き等のマイナス表示がある場合。ただし、スクラップ控除等マイナス計上すべきもの又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数を処理したものは有効とします。
・表紙がない場合
・表紙に工事名・工事番号・商号又は名称の全部又は一部の記載がない場合
一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかに対象工事と認められるものは有効とします。

14. その他

①入札参加者は、本留意事項、設計図書、運用基準及び心得を遵守すること。

②無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す場合がある。

③工事請負契約書第10条第 1項第 1号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならない。ただし、同契約書第10条第 3項に定める規定及び「建設工事と技術者の配置について（京都府）」による場合は、この限りでない。

④請負金額が 4,000万円（建築一式工事の場合は 8,000万円）以上の工事に配置される主任技術者又は監理技術者は、元請・下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

⑤開札の前後に関わらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止する場合がある。

⑥積算誤りが見つかった場合は、原則として入札を中止します。ただし、事前に京都府入札情報公開システム等により、入札参加者に周知し、設計変更で対応できるような積算誤りで、入札・契約の公平性が確保できると発注者が認めた場合には、入札を続行するものとします。

⑦契約締結後に積算誤りが見つかった場合は、原則として契約の解除は行いません。

⑧運用基準及び心得等は下記のURLから閲覧できます。
https://www.town.kasagi.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=1671

○取り抜け方式

笠置町が発注した建設工事の受注件数が工種を問わず２件受注している場合は、その工事が完了するまでは、３件目の工事を受注できないこととして取り抜け方式を行うものとします。

同一日に開札する複数の入札に指名されているが、未完成工事も含めて２件目の工事を受注（落札）した場合は、他の工事の入札書は無効とみなし、他の落札者を決定するものとします。

ただし、入札辞退等により、参加者が少数で競争性が確保できないおそれがあるときには、適用しない場合があります。

取り抜け方式の対象となる工事については、入札通知書等に明示し、参加者に周知します。

対象となる工事では、予定価格の大きいものから先に開札を行い、落札者を下位の入札における落札候補者から除外します。

※災害復旧工事及び災害協定に基づく緊急工事、受注している工事の附帯工事、随意契約（契約金額２００万円以下）に相当する工事、除草工事（２回刈）等で着手時期が数回指定されている工事、その他町長が認める工事は対象としません。

例）町が発注する工事をＡ社が２件、Ｂ社が１件、Ｄ社が１件を既に受注している場合

	受注工事	案件① 予定価格 2000 万円		案件② 予定価格 1800 万円		案件③ 予定価格 1600 万円		案件④ 予定価格 1500 万円	
A社	2 件	1800 万円	無効	1600 万円	無効	1400 万円	無効	1300 万円	無効
B社	1 件	1800 万円	落札	1600 万円	無効	1400 万円	無効	1300 万円	無効
C社	0 件	1900 万円		1600 万円	落札	1400 万円	抽選	1300 万円	落札
D社	1 件	1900 万円		1700 万円		1400 万円	落札	1300 万円	無効
E社	0 件	1900 万円		1700 万円		1500 万円		1400 万円	